

土地の所在 高松市香川町大野字六反地
1281-10, 1282-1, 1283-1, 1283-2

土地利用計画図

開発許可
年月日

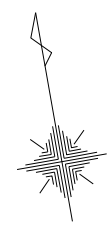
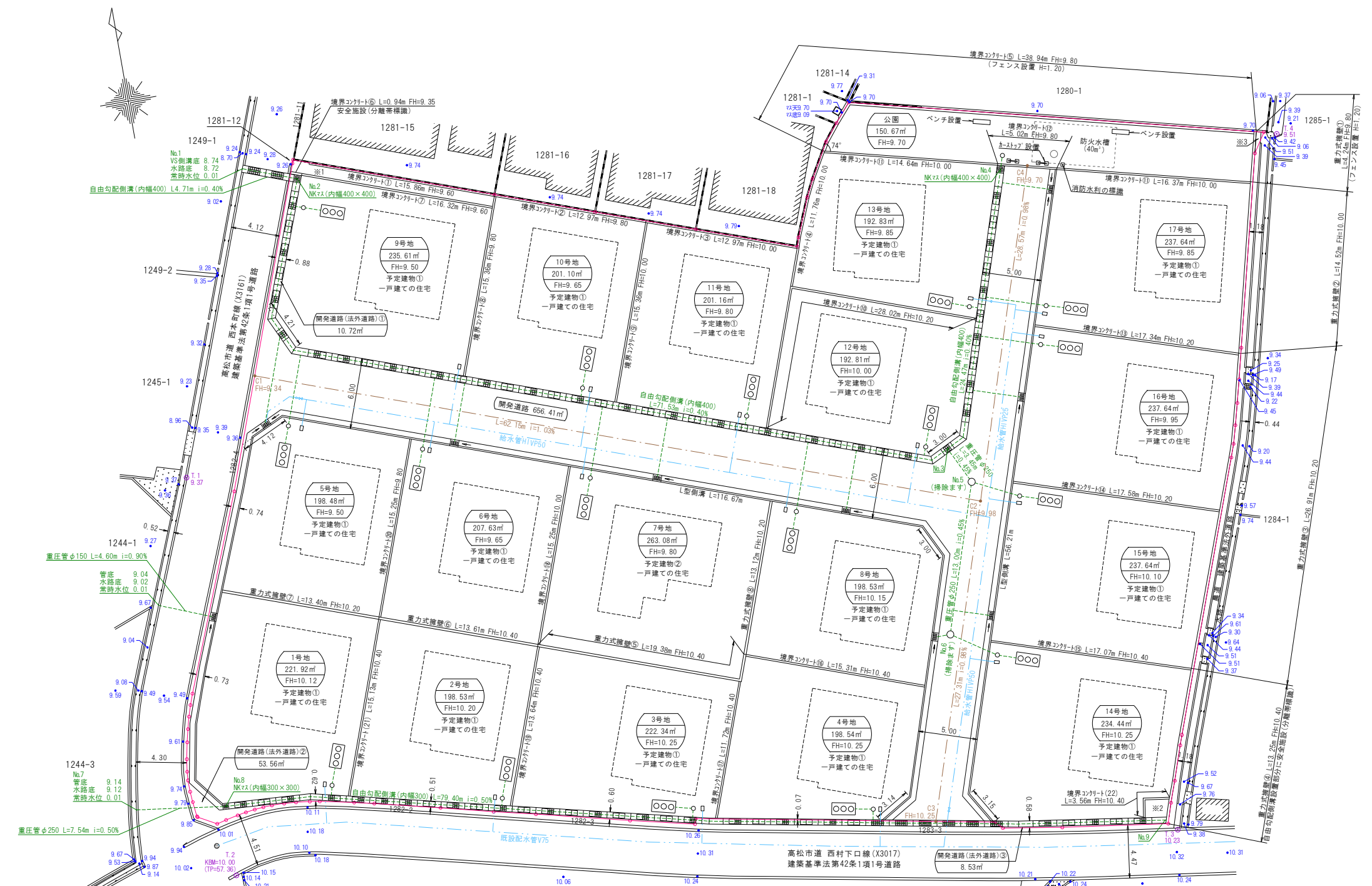
第 令和 年 月 日
号

申請者

株式会社 ライフィックス
代表取締役 向井信朝

作成者
住所・氏名

高松市川島本町式八八番地
土地家屋調査士 横井智 (印)



凡例	
	開発区域
	掃除ます φ600
	排水管
	宅内最終樹 φ350 (取付管 VUφ150)
	街乗樹 (取付管 VUφ150) (1.0%以上)
	給水管 (HIVP50, HIVP25)
	量水器 (φ20HIVP)
	仕切弁
	ドレンバルブ φ25
	開発道路中心線

- ・開発道路内で土盛り60cm以下の箇所は管保護を行う。
- ・開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。
- ・マンホールはインバート処理を行うこと。
- ・宅内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- ・雨水樹は泥溜を15cm以上確保すること。
- ・宅内排水管の土盛りは20cm以上確保すること。
- ・マンホール蓋は、浮上防止型で汎用品を使用する。
(6m以上の道路…T-25、6m未満の道路…T-14)
- ・重圧管においては、支管接合を行う。
- ・管が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
- ・街乗樹のグレーチングの耐荷重は、6m以上の道路でT-20、6m未満の道路でT-14とする。
- ・汚水については合併浄化槽にて処理する。
- ・浄化槽処理水は宅内最終樹を経由して放流する。
- ・最終樹(φ350)については、深度900mmまでとする。
- ・本管上での取付管間隔は、1.00m以上とする。
- ・自由勾配側溝のコンクリート蓋版及びグレーチングの耐荷重はT-25。
- ・NKマスのグレーチングの耐荷重はT-25。
- ・自由勾配側溝について、道路横断面は横断用、その他の箇所は標準用で施工する。
- ・公園用地の雨水を集水する樹には穴あき蓋を使用する。
- ・その他③(農道拡幅)用地で構造物等が無い部分の境界明示は境界標識の設置を行う。
- ・1号地、2号地、3号地については、建築基準法第43条の接道規定について、建築計画時にあらかじめ高松市建築指導課と協議を行うこと。

※1 その他①(緑地) 17.36㎡ FH=9.50
 ※2 その他②(ゴミ置場) 3.20㎡ FH=10.25
 ※3 その他③(農道拡幅) 0.57㎡ FH=9.39~9.51

縮尺 1/400